令和７年10月

お客様各位

東京シティ信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について（その２）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

手形・小切手機能の電子化について、令和３年６月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「令和８年度（令和９年３月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では下記対応を追加で実施いたしますのでお知らせいたします。

記

１．手形・小切手用紙（自己宛小切手含む）の発行及び署名鑑印刷サービスの新規申込受付終了

令和８年９月30日（水）をもちまして、手形・小切手用紙（自己宛小切手含む）の発行及び署名鑑サービスの新規申込受付を終了いたします。

なお、手形・小切手用紙の買戻し（返金）は行いません。

２．手形・小切手の最終振出期限

令和８年９月30日（水）を最終振出期限とし、この期日以降振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。

３．他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了

令和８年９月30日（水）をもちまして、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付を終了いたします。

４．既に公表済みの手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応

（１）令和７年９月30日（火）をもちまして、当座預金（一般口・専用約束手形）の新規口座開設を停止しております。事業資金に係る新規口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「決済用普通預金口座」をご利用ください。

※現在、当座預金をご利用のお客様につきましては、引き続き当座預金をご利用いただけます。

（２）令和７年９月30日（火）をもちまして、令和９年４月以降を期日とする手形・小切手（先日付小切手含む）について、代金取立の受付を終了しております。

（３）令和７年７月１日（火）より払戻請求書による当座預金払戻し対応を開始しております。

５．電子的な決済方法への移行推奨について

手形・小切手機能の電子化（「紙」による決済から電子的決済手段による決済）への移行は、お客様と取引先双方に事務負担軽減やコスト削減、紛失・盗難等のリスク軽減に寄与する取り組みとなります。

当金庫では、法人・個人事業主様向けのインターネットバンキングや電子記録債権サービスをご用意しておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

以上

東京シティ信用金庫